

# 住居手当認定基準

令和7年（2025年）4月

## 1 支給対象者

次の①から③のすべてに該当する職員

① 世帯主（これに準ずる者を含む）

- ・独立した世帯（生計を一にする生活単位をいう。以下同じ。）を形成している場合において、住民基本台帳法上の世帯主である職員
- ・独立した世帯を形成している場合において、主としてその収入によって当該世帯の生計を支えており、住民基本台帳法上の世帯主ではない職員

※独身の職員が、親と同居している場合は住民票上世帯分離をしていても同一世帯と考えます。

② 借家・借間に居住している者

（ただし、以下の3つの要件をすべて満たしている職員）

ア 自ら居住するために住宅を借り受けていること（次の場合を含む）

- ・職員の世帯員が借り受けている場合
- ・職員と世帯員とが共同して借り受けている場合

※契約の相手方が世帯員の場合は対象外です。

イ 家賃（月額15,000円以上）を負担していること

※共益費等は含みません。

共同名義や、食費、光熱費込みの家賃の場合は算定方法があります。

ウ 実際に居住していること

③ 当該年度末35歳未満（平成3年（1991年）4月2日生まれ以降の者）

## 2 支給金額

月額15,000円

## 3 添付書類

- ・住民票（コピーは不可）

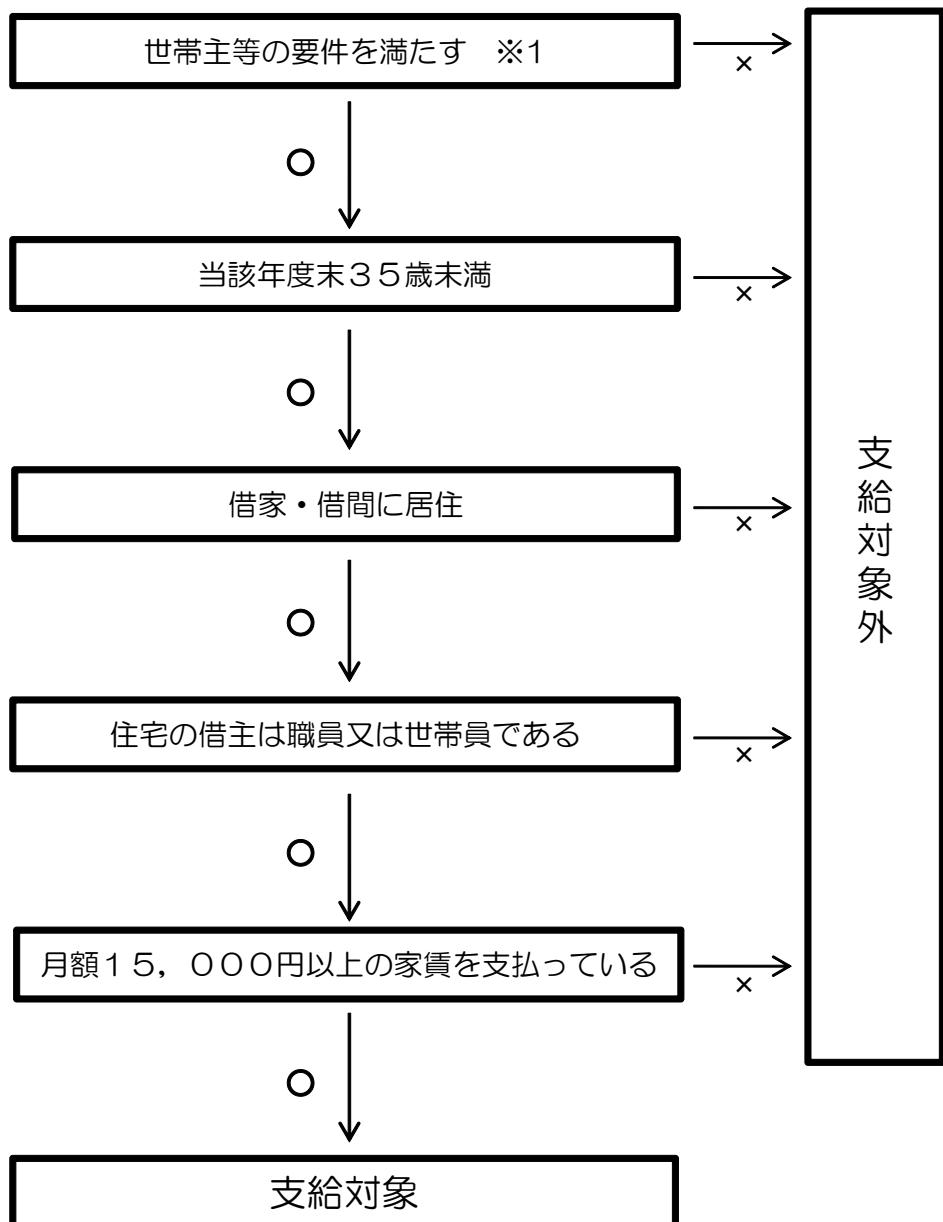
※添付する住民票は、世帯主、続柄、世帯全員記載の直近3ヶ月以内のものを添付してください。ただし、個人番号（マイナンバー）は記載しないでください。

- ・賃貸借契約書のコピー

※住所・賃料・契約期間・借主、借主及び不動産業者の押印があるページをすべて添付してください。

※重要事項説明書ではなく必ず賃貸借契約書を添付してください。

## 支給要件に係るフロー



※ 世帯主の要件（以下のいずれかの者）

- ① 住民票上の世帯主である場合
- ② 住民票上世帯主ではないが、世帯主を対象とした扶養手当を受給している場合
- ③ ①②の要件は満たさないが、世帯内で最も収入が多い場合

（※②、③に該当する場合は、入庁後に別途確認書類をご用意いただきます。）